

## 第6 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

### 第6 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

(平14.3.29消防危第49号)

「製造所等において行われる工事に係る変更許可等の取扱いについて」平成14年3月29日（消防危第49号）により対応すること。

ただし、軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないものについても、努めて資料の提出を求めるように指導すること。▲